

○鳥取県警察広報活動実施要綱の制定について(例規通達)

(昭和 63 年 8 月 1 日鳥書例規第 1 号)

改正	平成元年鳥務例規第 2 号	平成 4 年第 8 号
	平成 13 年鳥総例規第 2 号	平成 14 年第 3 号
	平成 15 年第 3 号	平成 18 年鳥県民例規第 5 号
	平成 21 年第 2 号	平成 26 年 3 月 12 日鳥県民例規第 4 号
	平成 27 年 3 月 6 日鳥務例規第 2 号	令和 3 年 3 月 5 日鳥県民例規第 2 号

各所属長

対号 昭和 40 年 12 月 18 日付け鳥書発第 147 号「鳥取県警察広報活動実施要綱」の制定について(例規通達)

鳥取県警察の広報活動に関する訓令第 15 条に基づき、別添のとおり「鳥取県警察広報活動実施要綱」を制定したので、適正かつ効果的な運用に努められたい。

なお、対号例規通達は廃止する。

別添

鳥取県警察広報活動実施要綱

[別紙参照]

様式第 1 号

[別紙参照]

様式第 2 号

[別紙参照]

様式第 3 号

[別紙参照]

様式第 4 号

[別紙参照]

様式第 5 号

[別紙参照]

様式第 6 号

[別紙参照]

別紙

広報腕章

[別紙参照]

別添

鳥取県警察広報活動実施要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、鳥取県警察の広報活動に関する訓令(昭和63年鳥取県警察本部訓令第14号。以下「訓令」という。)第15条の規定に基づき、広報活動の実施について必要な細目を定めるものとする。

(広報活動の企画)

第2 訓令第5条第1号に定める広報活動の企画、調査、研究に当たっては、次の各号に留意しなければならない。

- (1) 広報テーマは、部内の連絡、調整を十分に行うとともに、社会情勢と警察活動の実態に応じたものを選択すること。
- (2) 広報対象については、あらかじめ地域の特色又は共通関心事等の実態を的確に把握し、分析検討すること。
- (3) 広報活動に当たっては、事前に綿密周到な準備を整え、最も受け入れやすい効果的な時期、方法を選ぶこと。
- (4) 各種広報媒体の機能をよく理解し、その機能に応じて最も効果的な利用について配慮すること。
- (5) 広報担当者は、写真、統計、イラスト、VTR等の広報資料を計画的に収集整理し、その活用に努めること。

(広報の実施)

第3 訓令第5条第2号に定める広報は、次により効果的に行うものとする。

1 広報の内容については、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 県警察全般の運営方針及び活動状況
- (2) 警察において行う施策及び活動の目的、内容及び成果
- (3) 県民生活に関連の深い、警察に関する法律、条例、規則等の制定又は改正
- (4) 事件・事故その他の事案発生の際において、県民に対し、注意を喚起し、又は協力を依頼する事項
- (5) 災害等の事案に関する実態及びその処置状況
- (6) その他警察活動に対する県民の正しい理解を得るための諸活動

2 広報の方法については、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 職員一人一人が最大の広報媒体であることを認識し、日常活動を通じて、住民に対し、話しかけ、訴え、印象づけを行い、警察との協力関係を作り上げること。
- (2) マスコミの効果を認識し、積極的に報道機関に対して情報を提供すること。
- (3) 事件・事故の実態や警察活動が県民に正しく理解されるよう、創意、工夫を凝らし、施策、方針に沿った広報行事を積極的に開催すること。
- (4) 警察に関係する団体に片寄ることなく、地域及び各種の企業、職域、団体等を対象として、積極的に講演会及び懇談会を行うとともに、必要な情報を継続的に県民に提供す

ること。

- (5) 庁舎、施設等に対する見学等の案内を積極的に行うこと。
- (6) 各種行事を開催するときは、警察音楽隊を積極的に活用すること。
- (7) 県、市町村その他公共機関等の広報媒体を積極的に活用すること。
- (8) 広報紙（誌）、パンフレット及びリーフレット等を定期又は随時に発行するとともに、次に掲げる各種広報媒体を効果的に活用すること。
 - ア 新聞、ポスター、立看板、懸垂幕及び広告塔等の視覚媒体
 - イ ラジオ、有線放送、商業放送及び広報車等の聴覚媒体
 - ウ テレビ、映画、ビデオ及びスライド等の視聴覚媒体
 - エ その他のニューメディア

3 広報の実施に当たっては、次の各号に留意するものとする。

(1) 講演活動の実施

- ア 所属長は、積極的に部外講演活動を行うとともに、必要があると認めるときは、適格者を講師として派遣すること。
- イ 講演活動を行うに当たっては、特定の団体、グループ等に片寄らないように対象を選定すること。

また、講演の内容は、相手方の関心の高い事項及び日常生活に役立つ事項等を盛り込むとともに、可能な限りその場で対話の機会を設けること。

(2) 警察音楽隊の活用

警務部広報県民課警察音楽隊の活用については、鳥取県警察音楽隊の運営に関する訓令（昭和55年鳥取県警察本部訓令第7号）によるものとする。

(3) 広報紙（誌）などの発行

- ア 広報紙（誌）を作成するに当たっては、分かりやすい文章表現にするとともに、写真、図表、カット等を効果的に活用すること。
- イ 広報紙（誌）等は、管内の市町村、自治会、町内会、防犯連絡所等を通じて配布、回覧するなど、広く県民に読まれるように配慮すること。

(4) 庁舎、施設等の見学案内

- ア 所属長は、警察庁舎の見学案内に備えて、平素から資料を作成しておくとともに、案内するに当たっては、見学者に十分理解できるよう親切、丁寧に説明すること。
- イ 庁舎、施設等の見学案内は、原則として執務時間内にすること。
- ウ 見学終了後は、感想を求めるため、努めてアンケート調査を行うこと。

- (5) 所属長は、広報上参考となる事項については、都度速やかに別記様式第1号によつて本部長に報告すること。

（広報の実施）

第4 訓令第5条第3号に定める広聴は、次により効果的に行うものとする。

- 1 所属長は、警察に対する県民の意見、要望等を把握して警察活動に反映させるために、積極的に広聴会、世論調査、アンケート調査その他の広聴活動（以下「広聴会等」という。）

を行うこと。

2 広聴会等の実施

広聴会等は、次の各号に掲げるところにより実施するものとする。

- (1) 警察活動全般にわたる広聴会等は、警務部広報県民課において企画運営する。
- (2) 広聴会等には、努めて所属長及び関係幹部が出席し、県民の警察に対する関心と理解を深めるよう努めること。
- (3) 広聴会等の開催に当たっては、下記の事項に留意すること。
 - ア 広聴会の運営は、開催の目的に応じて出席者の範囲及び会場の選定、席の配置等を考慮し、良好な環境の中で出席者が十分意見を発表できるように配慮すること。
 - イ 警察署が主催する場合で、必要があるときは、本部長又は警察本部の関係部課長の出席を要請すること。
- (4) 広聴会等において提起された問題のうち、警察運営上特に重要と認められる事項については、速やかにその内容を本部長に報告すること。
- (5) 広聴会等を実施したときは、その概要を様式第1号によつて本部長に報告すること。

3 意見、要望等の処理

警察に対して文書、口頭又は電話等により申出のあつた意見、要望又は感謝（以下「広聴事案」という。）の取扱いについては、次の各号によるものとする。

(1) 職員の心構え

広聴事案の処理に当たる者は、次の事項に留意して適正な処理を努めること。

- ア 申出の受理に際しては、管轄及び申出内容のいかんを問わず親切丁寧、迅速を旨とし、相手の立場に立つて誠意と理解をもつて当たること。
- イ 厳正公平に取り扱い、私情や先入観によつて、その処理を誤らないこと。
- ウ 人権を尊重し、職務上知り得た秘密の保持に努めること。

(2) 所属長の責務

所属長は、迅速適正な処理を図るため、その処理全般について部下職員を指揮、監督するとともに、警察活動に反映させるものとする。

(3) 処理責任者

広報担当者は、すべての広聴事案を掌握し、その処理の指揮に当たること。

(4) 処理要領

ア 警察本部における処理要領

- (7) 本部長又は警察本部（公安委員会又は公安委員あてのもの及び他機関から回送を受けたものを含む。）に対する広聴事案は、広報県民課長が受理及び回答する等所要の措置を講じ、様式第2号及び様式第3号によつてその経過を明らかにしておくこと。
- (4) 警務部広報県民課長（以下「広報県民課長」という。）は、受理した広聴事案のうち、主管の所属において処理することが適当であると認めるものについては、速やかに主管の所属長に送付し処理を依頼すること。

(ウ) 依頼を受けた主管の所属長は、回答の必要があるものについては、速やかに所要の措置を講じた上、広報県民課長にその結果を連絡すること。

(エ) 各所属長が受理した広聴事案は、当該所属において処理すること。この場合、他の所属にも関係のある事項については、関係所属と協議の上処理し、前記(ア)に定める様式によつてその状況を記録する。

なお、各所属長が受理した広聴事案のうち、各級議員又は各種団体等による警察への提言、要望、意見、その他警察活動上重要な事項について把握（警察署長から送付を受けたものを含む。）した場合は、広報県民課長に連絡するほか、関係する所属があれば、当該所属長へも連絡するとともに、速やかに本部長に報告すること。

(オ) 当直時における広聴事案は、原則として当直長が受理（聴取）し、急を要すると認められるものはその都度、その他のものは、当直終了後主管の所属長に報告すること。

イ 警察署における処理要領

(ア) 警察署長に対する広聴事案は、原則として広報担当者が受理（聴取）及び回答する等所要の措置を講じ別記様式第2号及び第3号によつてその経過を明らかにしておくこと。

なお、各級議員又は各種団体等による警察への提言、要望、意見、その他警察活動上重要な事項について把握した場合は、内容に応じて本部主管課長を経由して、速やかに本部長に報告すること。

(イ) 広聴会、部外者との座談会その他署外活動の際に受理（聴取）した広聴事案については、広報担当者が前記(ア)に準じて処理すること。

(ウ) 地域幹部は、地域警察官から広聴事案に関する地域情報等の提出を受けた場合は、その内容を広報担当者に報告すること。

(エ) 当直時における広聴事案は、当直長が受理（聴取）し、急を要すると認められるものはその都度、その他のものは当直終了後広報担当者に報告すること。

ウ 広聴事案の回付

広聴事案の内容が他機関の所管に係るときは、あらかじめ回付先機関にその旨を連絡した上、関係書類を速やかに引き継ぐこと。

エ 申出人に対する処理結果の回答

申出人に対する回答は、原則として口頭又は電話で行い、申出人の納得が得られるよう配慮すること。

(5) 新聞投書があつた場合は、次により措置するものとする。

ア 主管所属長は、様式第3号に記録して処理すること。

イ 主管所属長は、回答を公表する必要があると認めるときは、速やかに回答文を作成し、広報県民課長に送付すること。

ウ 広報県民課長は、報道機関に対し、報道について協力を依頼すること。

（報道機関・官公庁等との連絡及び便宜供与）

第5 訓令第5条第4号に定める報道機関、官公庁その他各種団体との広報活動に必要な連絡及び便宜供与は、次によるものとする。

- 1 報道機関に対する報道連絡要領等については、別記「報道機関に対する広報要領」によること。
- 2 広報県民課長は、報道機関、官公庁その他の団体から、テレビ番組、ラジオ番組、映画等の制作に関して便宜供与の申し入れを受けたときは、速やかに関係所属長と協議し、その目的、趣旨等必要事項を検討して、広報上効果があると認める場合は、資料の提供、撮影、録音、出演者の手配その他必要な便宜供与を行うこと。
- 3 所属長は、前記2の申し入れを受けたときは、速やかに広報県民課長に協議するものとする。ただし、急を要する場合は、必要な便宜供与を行つた後速やかに連絡すること。

(広報補助者の選任及び任務)

第6 訓令第9条に定める広報補助者の選任及び任務は、次の各号によるものとする。

- (1) 所属長は、広報補助者の選任に当たっては、各所属の実情により複数の者を選任することができるものとし、選任の都度、所属、職名、氏名を広報県民課長あて連絡すること。
- (2) 広報補助者は、広報担当者が不在のときは、所属長の指揮を受け業務を代行するものとする。

(本部広報委員会)

第7 訓令第10条に定める本部広報委員会は、次の各号に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 年間月別広報重点計画の策定
- (2) 広報活動の推進方策、結果の検討
- (3) 広報活動の技術向上方策の調査、研究
- (4) その他広報活動上重要と認める事項

(広報連絡会議)

第8 訓令第11条に定める広報連絡会議は、おおむね次の各号について協議するものとする。

- (1) 年間月別広報重点計画の調整、実施
- (2) 報道機関及び他官公庁等との広報連絡
- (3) 広報活動に関する問題点の検討
- (4) 広報活動に関する指導、教養
- (5) その他広報活動上必要と認める事項

(報告)

第9 訓令第14条に定める年間月別広報重点計画は、様式第5号により毎年12月20日までに、広聴事案の受理及び処理状況は、様式第3号及び第4号の写しによりその都度、広報県民課長を経由して警察本部長に報告するものとする。

別記

報道機関に対する広報要領

第1 趣旨

この要領は、報道機関に対する情報提供及び報道連絡の適正かつ円滑な推進を図るために必要な事項を定めるものとする。

第2 基本的な心構え

職員は、報道機関の持つ社会的機能を認識し、誠意をもって応接するとともに、常に良好な人間関係を保持し、相互の信頼関係の確立を図るよう努めなければならない。

第3 報道関係者との応対

報道関係者との応対に当たっては、次の事項に留意しなければならない。

(1) 応対

職員は、言語、態度に留意するとともに、取材活動については努めて協力すること。

(2) 公平な取扱い

発表（資料提供を含む。以下同じ）は、常に公平、正確に行うよう配慮すること。

(3) 協力要請

秘密事項又は人権上の必要性から発表の保留又は制限を必要とする問題について取材要求があった場合は、あいまいな回答や殊更に隠ぺいすることなく、発表できない理由を率直に説明して協力を要請すること。

(4) 電話取材に対する対応

報道機関からの電話取材に対しては、安易に考えて軽率な応答を行い、無用の紛議を起こすことのないよう特に留意すること。

(5) 紛議の解決

報道機関との間に紛議が生じた場合は、所属長又は広報担当者は、速やかに広報官に一報するとともに、事実関係を的確に把握した上、誠意をもって処理すること。

第4 発表すべき事項

報道機関に対して発表すべき事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 警察の運営方針、施策、行事等に関するもの。

(2) 重要又は特異な事案で、社会的関心が高く、県民に被害の防止等呼びかける必要があるもの。

(3) 警察活動に関して県民の理解と協力を求め、又は県民から協力を受けたもの。

(4) 防犯及び交通安全思想等の啓蒙に関するもの。

(5) 警察関係の法律、条例、規則等で県民に周知を図る必要があるもの。

(6) 職員の善行、表彰事案、果敢な職務執行及び職務に寄与した考案、研究等に関するもの。

(7) その他警察活動上必要なもの。

第5 発表等の責任者

発表等の責任者は、次に掲げるとおりとする。

(1) 警察運営の基本方針など特に重要な事項は、警察本部長

(2) 日常活動又は通常の事件・事故

ア 警察本部においては、主管部課長又はこれに代わる者。ただし、定例的な事項については警務部広報県民課広報官（以下「広報官」という。）

イ 警察署にあつては署長又は広報担当者

ウ 執務時間外における定例的な事項については当直長。ただし、警察本部においては、鳥取県警察本部の当直勤務に関する訓令（平成16年鳥取県警察本部訓令第3号）によるものとする。

エ 複数の警察署に関連する事件等で発表の調整を必要とするものについては、警察本部の主管部課長が指定した者

- (3) 捜査本部、警備本部又は対策本部（以下「捜査本部等」という。）を設置したときは、捜査本部等の長（以下「捜査本部長等」という。）又はその指名する者

第6 広報官、広報担当者及び広報補助者の任務

広報官、広報担当者及び広報補助者の任務は次に掲げるとおりとする。

(1) 広報官

広報官は、鳥取県警察における総合的広報連絡に当たり、次に掲げる事務を処理するものとする。

ア 広報連絡の企画、調査、研究及び職員の教養

イ 報道資料の収集、管理及び提供並びに発表

ウ 本部長、各所属長、捜査本部長等が行う記者会見、発表の場の設定及び立ち会い

エ 各所属が行う広報連絡の調整

オ 報道に関する紛議の予防及び処理

カ その他の広報連絡

(2) 広報担当者

各所属の広報担当者は、広報連絡に関する調査、企画、運営等に当たるとともに広報官と緊密な連携を図り、効果的な広報活動の推進に努めること。

(3) 広報補助者

広報補助者は、広報担当者を補助するとともに、広報担当者が不在の場合は、代わつて広報連絡に当たること。

第7 発表上の留意事項

発表に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 原則として、警察本部と警察署は同時発表すること。

- (2) 常に報道効果を考え、軽易な事項であつても社会的に反響の大きいものがあるので、判断を誤らないようにすること。

- (3) 常に「正しく、早く、公平に」を念頭に置き、ミスリードのないように厳に戒めること。

- (4) 関係者の基本的人権を侵害することのないよう慎重を期すること。

- (5) 発表文は、六可の原則に基づいて記載すること。

特に、地名、氏名等が誤つて報道されることのないよう振り仮名を付けること。

- (6) 予想される質問事項については、あらかじめ準備を整えて発表に臨むこと。

- (7) 報道は、特に速報性が重んじられるので、新聞、テレビ等の締切り時刻を考慮するなどタイミングを失しないよう配慮すること。

- (8) 発表した内容に変更が生じ、又は状況が変化したときは、速やかに追加、訂正発表を行うこと。
- (9) 重要又は特異な事案は、速やかに第一報を通報し、事後の発表は随時行うこと。
- (10) 他の都道府県警察又は他の機関と競合する事案の発表に当たっては、事前に発表の時刻、内容等を十分検討し、意思の統一を図っておくこと。

第8 発表内容の記録

広報官、広報担当者等が会見、発表等に立ち会った場合は、発表内容を「報道関係記録」（様式第6号）に記録しておかなければならない。

第9 現場における広報体制

- 1 事件事故（以下「事件等」という。）の発生現場等で、多数の報道機関の取材が予想されるときは、原則として当該事件等の現場に広報担当者等を派遣し、報道機関との広報連絡が円滑に行われるよう配慮すること。
- 2 事件等の現場に配置された広報担当者等は、当該事件等の概要、操作処理状況及び報道関係者の活動状況並びに警察への要望等を把握するとともに、報道機関に対する広報の窓口となり、広報が円滑かつ適正に行われるように努めなければならない。
- 3 事件等の現場で広報活動に当たる者は、広報腕章（別紙）を着用するものとする。
- 4 広報県民課長は、事件等の規模、内容等により必要と認めるときは、広報官を所轄署又は現場に派遣し、報道関係者との対応及び広報連絡に当たらせるものとする。
- 5 所属長は、事件等の発生により必要と認めるときは、広報県民課長に対し広報官の応援派遣を要請することができる。

第10 重大事件等発生時の広報体制

重大事件等発生時の広報体制は、鳥取県警察の緊急事態発生時における警察活動実施要綱（平成18年鳥取県警察本部訓令第22号）等に特別の規定があるものについては、その規定によるほか、捜査本部長等は、次に掲げるところにより当該捜査本部等に「広報班」を設置するものとする。

- (1) 広報班の体制は、当該事件等の規模、内容及び報道機関の活動状況等により弾力的に判断し、報道関係者の応援及び連絡並びに地域住民に対する広報活動に十分対応できるよう配慮するものとする。
- (2) 広報班には班長を置き、本部の広報班長は広報官、警察署の広報班長は広報担当者を充てるものとする。
- (3) 本部広報班の任務は、次のとおりとする。
 - ア 報道機関との連絡等の窓口事務
 - イ 発表資料の収集、整理及び保管
 - ウ 報道機関に対する発表の立会いと記録
 - エ 記者会見場及び記者待機場の設営及び資器材の確保並びに管理
 - オ その他連絡に関すること。
- (4) 警察署広報班の組織及び任務は、次のとおりとする。

ア 広報総務係

前記本部広報班の任務に準じる。

イ 現場広報連絡係

- 現場における報道関係者の接遇
- 現場における警察職員と報道関係者との紛議の予防及び解決

ウ 広報写真係

広報写真の撮影及び管理

エ 現地広報係

現場及びその周辺の住民に対する広報活動